

群馬大学医学部附属病院屋内掲示物取扱に関する申合せ

平成31. 3. 4 制定

改正 令和 8. 1. 1 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1 群馬大学医学部附属病院における屋内掲示物（外来棟、中央診療棟及び病棟に限る。以下「掲示物」という。）の取扱いについては、「群馬大学医学部附属病院屋内掲示物取扱要項」（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この申合せに定めるところによる。

(掲示板等の指定及び掲示物の範囲、管理等)

第2 要項第2の所定の掲示板等の指定、要項第3に定める掲示できる掲示物及び掲示期間並びに管理担当は、別表のとおりとする。

(掲示内容の区分)

第3 要項第8第1項に定める区分表示は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 患者さんへ
- (2) 面会者の方へ
- (3) 担当医のご案内
- (4) 教職員へ

(掲示板等の使用ルール)

第4 第2で指定する掲示板等は、次のとおり運用するものとする。

- (1) 掲示物の大きさはA版とする。
- (2) 掲示期間が無期限の掲示物については、パウチ処理を原則とする。ただし、施設基準に係る掲示物等、頻回な張替えが必要となるものについては、この限りではない。
- (3) 掲示物には、掲示許可印の押印及び掲載（発行）年月日の印字を原則とする。ただし、無期限の掲示物又は掲示許可印の押印及び掲載（発行）年月日の印字が困難若しくは適当でないと認められる掲示物については、掲示許可印に代えて、ロゴシールを貼付又はロゴマークを印字することにより、これを省略することができる。
- (4) 掲示物の掲示にあたっては、危険防止の観点からピン・画鋲の使用を禁止し、マグネットを使用する。
- (5) 掲示物は、掲示板下部から掲示し、閲覧者の見やすさに配慮する。
- (6) 掲示期間の定めのある掲示物については、催し物終了後、速やかに撤去又は整理する。

附 則

この申合せは、平成31年3月4日から施行する。

附 則

この申合せは、令和8年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

別表

掲示板 番号	掲示板等の指 定	要 項	掲 示 物 の 例 示	掲 示 期 間	管理担当
①	外来棟玄関前 立看板	第3(2)	感染防止や季節的に周知の必要なもの	必要な期間	外来係
②	外来棟1F掲 示板1	第3(2)	季節的なトピックス等周知が必要なもの (予約患者数、法令等に基づく掲示)	1カ月程度 または必要 な期間	
③	外来棟1F掲 示板2	第3(1)	法令等に基づく掲示が必要なもの (施設基準、個人情報保護方針)	無期限	
④	外来棟1F掲 示板3	第3(2)	本院の運営に関し広く周知が必要なもの (迷惑・暴力行為、禁煙外来、薬手帳)	必要な期間	
⑤	外来棟1F掲 示板4 (広告 付デジタルサ イネージ)	第3(2)	本院の運営に関し広く周知が必要なもの (携帯電話、禁煙、盗難警告、迷惑・暴 力行為、面会、贈答禁止)	無期限	
		第3(3)	各種催し物の案内	催し物終了 まで	
⑥	外来棟1F掲 示板5	第3(5)	その他病院長が必要と認めたもの (Q&A)	3カ月程度	
⑦	外来棟2F・3 F掲示板6	第3(2)	本院の運営に関し広く周知が必要なもの (携帯電話、禁煙、盗難警告、迷惑・暴 力行為、面会、贈答禁止)	必要な期間	
		第3(3)	各種催し物の案内	催し物終了 まで	
⑧	外来診療科7	第3(1)	医師または歯科医師の診療日及び診療時 間	無期限	
⑨	外来診療科8	第3(2)	本院の運営に関し広く周知が必要なもの (迷惑・暴力行為、本人確認)	必要な期間	
		第3(3)	各種催し物の案内	催し物終了 まで	
⑩	外来棟1F9 薬剤部掲示 板	第3(2)	本院の運営に関し広く周知が必要なもの (薬剤手帳の持参、薬剤服薬上の注意)	必要な期間	
⑪	中央診療施設 (中央診療部 門)	第3(2)	本院の運営に関し広く周知が必要なもの (迷惑・暴力行為、盗難警告)	必要な期間	
		第3(3)	各種催し物の案内	催し物終了 まで	
⑫	外来棟1F (② 番窓口カウ ンター上) デ ジタルサイネ ージ1台	第3(2)	本院の運営に関し広く周知が必要なもの	無期限	
⑬	外来棟1F (⑦ 番窓口カウ ンター外) デ ジタルサイネ ージ1台	第3(2)	本院の運営に関し広く周知が必要なもの	無期限	
⑭	外来棟1F (総 合案内外) デ ジタルサイネ ージ1台	第3(2)	本院の運営に関し広く周知が必要なもの	無期限	
⑮	病棟食堂内掲 示板	第3(2)	献立表、食中毒防止のお願い	必要な期間	
⑯	北病棟1F	第3(4)	教職員の採用に関する案内	必要な期間	看護部

	看護部掲示板	第3(5)	その他病院長が必要と認めたもの (学会案内、研修案内)	催し物終了 まで	
⑰	病棟メイン掲 示板	第3(1)	法令等に基づく掲示が必要なもの (施設基準、個人情報保護方針)	無期限	
		第3(2)	本院の運営に関し広く周知が必要なもの (携帯電話、禁煙、盗難警告、迷惑・暴 力行為、面会、贈答禁止)		
⑱	病棟サブ掲示 板	第3(3)	各種催し物の案内	催し物終了 まで	
⑲	病棟立看板掲 示板	第3(2)	面会時間・感染対策等周知が必要なもの	必要な期間	
⑳	南病棟1F(入 退院センター 内) 掲示板	第3(3)	各種催し物の案内	催し物終了 まで	
㉑	南病棟1F(入 退院センター 内) デジタル サイネージ 1 台	第3(1)	特別室の料金一覧	無期限	福祉・連携係
		第3(2)	カルテ共有等の案内	無期限	
㉒	外来棟1F(患 者支援センタ ー内) デジタ ルサイネージ 3台	第3(2)	カルテ共有等の案内	無期限	
		第3(3)	各種催し物の案内	催し物終了 まで	